

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、播磨町(以下「町」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、町政の公正で適正な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報(当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。)を除く。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに際して、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を取り扱う目的又は根拠
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (7) 個人情報の主な収集先

- (8) 個人情報の目的外の利用及び提供の状況
 - (9) 個人情報のオンライン結合（通信回線を用いた電子計算機その他情報機器の結合により、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）又は磁気媒体による提供の状況
 - (10) 個人情報の電子計算機処理の状況
 - (11) 個人情報取扱事務の委託の状況
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。
 - 3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときその他相当の理由があると認められるときは、事後において第1項の届出をすることができる。
 - 4 町長は、第1項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供するものとする。

（収集の制限）

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う目的を明確にするとともに、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 実施機関が個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
 - 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
 - (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報
 - (3) 犯罪歴に関する個人情報
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

（利用及び提供の制限）

- 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、当該個人情報を実施機関の内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
- 2 実施機関は、オンライン結合により、実施機関以外のものに対し、個人情報を提供してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - 3 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

（適正管理）

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、き損その他の事故の防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保有する必要があるものについては、この限

りでない。

- 4 実施機関は、実施機関が保有する個人情報に安全かつ適正に管理するため、統括管理責任者及び管理責任者を置かなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが講じるべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から前項の事務の委託を受けたものは、同項の安全確保の措置を講じなければならない。

- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算機処理の制限)

第11条 実施機関は、第7条第3項各号に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

(開示をしないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 開示請求をした者(当該開示請求をした者が代理人の場合は、本人をいう。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)を含む情報であって、開示をすることにより、当該開示請求をした者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの

(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報

イ 人の財産又は生活に重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

(3) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生じると認められるもの

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共安全及び秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(5) 法令等の規定又は国若しくは兵庫県からの法的拘束力のある指示により開示することができない情報

(6) 町と国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)又は公共的団体との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示をすることにより、当該国等又は公共的団体との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの

(7) 町の内部又は町と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示をすることにより、事務事業又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な意思形成に著しい支障を生じると認められるもの

(8) 町又は国等が行う取締り、監督、立入検査、争訟、許可、認可、試験、交渉、渉外、入札、人事等の事務事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるもの

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当する個人情報(以下「不開示情報」という。)が含まれている場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該該当する個人情報

に係る部分を除いて開示をしなければならない。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による決定を行ったときは、その旨を開示請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨(第14条の規定により当該個人情報の一部を開示しないこと及び当該個人情報を保有していないため開示できないことを含む。)の決定を行ったときは、その理由を明らかにしなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしておかなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による決定を行うに当たっては、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の開示を行う旨(第14条の規定により当該個人情報の一部を開示することを含む。)の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書及び図画 当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録のうち、映像又は音により記録されているもの 当該個人情報に係る部分の視聴
- (3) 電磁的記録のうち、前号に規定する映像又は音により記録されているもの以外のもの 当該個人情報に係る部分を印字装置を用いて出力した物の閲覧又は写しの交付

3 実施機関は、個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている物を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第14条の規定により当該個人情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された物の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しの交付その他別に定める方法により開示をすることができる。

(費用の負担)

第18条 前条第2項及び第3項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成等に要する費

用を負担しなければならない。

(訂正及び削除の請求)

第19条 第17条の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 第16条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が自己の個人情報を第7条の規定に違反して収集したものであると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

3 第12条第2項本文の規定は、第1項の規定による訂正の請求及び前項の規定による削除の請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第20条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正等請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等の請求の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前条第1項の訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、訂正等請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正等請求書が提出された日から起算して30日以内に、訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は削除を行うか否かの決定を行わなければならない。ただし前条第3項において準用する第15条第3項により補正を求めた場合にあっては当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第16条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。
(不服申立て)

第22条 実施機関は、第16条第1項又は第21条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不合法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(是正の申出)

第23条 何人も、実施機関が自己の個人情報を第8条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「是正申出書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出の対象となる個人情報の取扱いの内容
- (3) 是正を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、是正申出書の提出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上で、当該是正の申出に対する処理を行い、速やかに、その内容(当該是正を求める内容に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を是正申出書を提出した者に通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による処理を行う場合にあっては、審査会の意見を聴くものとする。ただし、是正を求める内容が正当であり、かつ、明らかに是正を行う必要があると認めるとき、又は是正を求める内容が、第8条第1項第4号又は第2項ただし書の規定により既に審査会の意見を聴いているものであるときは、この限りでない。

5 第12条第2項本文及び第15条第2項及び第3項の規定は、是正の申出について準用する。

(苦情の処理)

第24条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅

速かつ適切な処理に努めなければならない。

(個人情報保護審査会)

第25条 町長の附属機関として、審査会を置く。

- 2 審査会は、第7条第2項第5号及び第3項ただし書、第8条第1項第4号及び第2項ただし書、第11条ただし書、第22条並びに第23条第4項の規定により、意見を求められた事項について調査審議する。
- 3 審査会は、個人情報保護制度の運営全般に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 5 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。
- 6 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。
- 7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでの間引き続きその職務を行うものとする。
- 8 審査会は、その権限を行使するため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の制度との調整)

第26条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第3条第1項に規定する指定統計調査によって集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (2) 図書館その他の施設において、町民の利用に供することを目的として保有している個人情報
- 2 法令又は他の条例(播磨町情報公開条例(平成12年条例第26号)を除く。)に個人情報の開示、訂正又は削除に関する定めがある場合は、当該法令又は他の条例の定めるところによる。
- 3 法令、他の条例又は実施機関の定める規則その他の規程により個人情報の内容が許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に個人情報の本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第17条の規定により開示を受けた個人情報又は第16条第1項の決定を受けた個人情報とみなして、第19条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 4 第6条及び第12条から第24条までの規定は、町の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他の町との使用関係に基づく個人情報については、適用しない。

(出資法人の責務)

第27条 町が出資する法人のうち規則で定めるものは、この条例に基づく町の施策に準じて個人情報の保護のために必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第28条 町長は、毎年この条例の運用状況を公表するものとする。

(国又は地方公共団体との協力)

第29条 町長は、個人情報の保護に関する施策を講ずるために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成16年規則第4号で、第7条第2項第5号及び第3項ただし書、第8条第1項第4号及び第2項ただし書、第11条ただし書(審査会の意見を聞くことに係る部分に限る。))並びに第25条に規定する規定並びに附則第3項に規定する規定は、平成

16年4月1日から施行)

(平成17年規則第1号で、第7条第2項第5号及び第3項ただし書、第8条第1項第4号及び第2項ただし書、第11条ただし書(審査会の意見を聞くことに係る部分に限る。)並びに第25条の規定並びに附則第3項の規定を除く規定は、平成17年2月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	情報公開審査会	会長	〃	9,000円
		委員	〃	8,500円
」				

を

「	情報公開審査会	会長	〃	9,000円
		委員	〃	8,500円
	個人情報保護審査会	会長	〃	9,000円
		委員	〃	8,500円
」				

に改める。